

「広報かわぐち」表紙写真公募 募集要項

1 概要

川口市では、第5次川口市総合計画の後期基本計画において、本市が「さらなる選ばれるまち」として発展することを最大の目的とし、市民と行政が一体となって住みよいまちを実現するため、市民参加によるまちづくりを積極的に推進しております。加えて、シティプロモーションの一環として、本市が誇る豊かな自然や地域に根差した文化芸術、イベントなど、多様な地域資源を活用した魅力の発信に努めているところです。

こうした背景をもとに、市民と行政をつなぐ「広報かわぐち」を市民とともに作り上げることにより、さらに親しみのある広報紙となることを目指し、表紙の写真を公募するものです。

なお、表紙写真の選定に当たっては、「広報かわぐち」の表紙にふさわしい写真とするため、「2 応募条件」、「3 応募資格」及び「7 応募上の注意」に基づき、選考を行います。

2 応募条件

○概ね2年以内に応募者本人が撮影したものであること。

※縦写真・横写真どちらも可。

※合成写真、組み写真、画像加工したものを除く。

○撮影対象は特に制限は設けないが、「広報かわぐち」の表紙にふさわしいものとし、下記事項について特に留意すること。

※「風景」や「イベント」の場合は、川口市内を撮影したものであること。

※「物」の場合は川口市の魅力や特長を表現したものであること。

○公序良俗に反しないものとする。

○掲載月を考慮し、その時期に適したものであること。

○未発表のものであること。

※他のコンテストなどに応募中または応募予定、あるいは入賞された作品、雑誌・写真集などへの掲載で利用された写真、販売予定の写真は応募不可。ただし、他のコンテストですでに落選が決定している写真、販売目的のない出版物や本人のホームページ・SNSに掲載した写真、審査のない写真展に出展した写真は応募可。

○個人の所有物を被写体とした場合、所有者の承諾を受けたものとする。

○人物が特定できる場合、被写体の承諾を受けたものとする。

※被写体が18歳未満の場合は、保護者の承諾を受けたものとする。

※イベント等で多数の被写体が撮影されている場合は、個人が特定されない風景写真とみなし、この限りではない。

- ロゴやその他、企業や個人により商標登録されているものが写りこんでいないものであること。
- A4サイズで印刷した際に被写体が鮮明に確認できるものであること。

3 応募資格

本要項に同意いただいたかたであれば、年齢・性別・居住地を問わず、どなたでも可

4 募集期間

表紙掲載号	募集期間
令和6年4月号、5月号、6月号	令和6年1月4日～2月20日
7月号、8月号、9月号	3月11日～5月20日
10月号、11月号、12月号	6月11日～8月20日
令和7年1月号、2月号、3月号	9月11日～11月20日

5 表紙の規格及び留意点

- A4サイズ（縦）
- 上部に4.1cm×18.6cmのタイトルロゴが入ります。
- 表紙内に撮影場所や絵解きが入ります。

6 応募方法

市ホームページから『「広報かわぐち」表紙写真応募申込書（以下、申込書）』をダウンロードし必要事項を記入の上、印刷した応募写真を同封し、以下のとおり広報課あて郵送（必着）または広報課窓口へ持参してください。

- 申込書は写真1点につき1枚必要となります。
- 応募写真はA4サイズで印刷してください。
- 写真の裏面に「氏名」、「タイトル」、「天・地」を油性ペンなど消えない方法で記載してください。

【郵送】

〒332-8601

川口市青木2-1-1 川口市広報課 あて

【窓口】

川口市青木2-1-1 川口市役所第一本庁舎6階 広報課

7 応募上の注意

- 募集期間内の応募は一人3点までとします。
 - ※応募写真1点ごとに申込書が1枚必要となります。
- 応募写真の返却はできません。予めご了承ください。
- 受賞された場合、後日連絡する指定日までに、表紙に使用する写真データ及び盗作・AI生成画像防止のため、RAWデータまたは撮影日時や設定、撮影機種等を確認できるオリジナルデータの提出をお願いします。また、掲載にあたりトリミング・色調の調整等の加工を行う場合があります。
- 応募写真に関する著作権、肖像権等の権利問題が発生した場合、その責任及び解決、負担はすべて応募者が対処するものとします。
 - ※受賞後に権利問題が生じた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募写真は、川口市が無償で使用することに承諾したものとします。
 - ※広報かわぐちの表紙以外の記事写真、市が発行する刊行物、市ホームページ等への使用を含む
- 印刷代、郵送料、その他応募にかかる費用はすべて応募者の負担とします。
- 応募者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。
- 最優秀賞を受賞したかたの氏名、撮影内容等を広報紙及びホームページ等に掲載します。また、優秀賞を受賞したかたの氏名、撮影内容等を広報紙及びホームページ等に掲載する場合があります。

8 発表

最優秀賞の写真は、広報かわぐちの表紙に採用します。また、各募集期間の選考結果については、市ホームページ等で発表します。

9 表彰、賞品

【最優秀賞（各月1名）】

- ・広報かわぐち（表紙）への掲載
- ・きゅぼらんぬいぐるみ（非売品）

【優秀賞（各月1名）】

- ・きゅぼらんぬいぐるみ（非売品）

10 その他

- 選考は川口市広報課に一任とさせていただきます。
- 選考に当たっては、一度も受賞されていないかたを優先させていただく場合があります。
- 選考時に電話・メール等により記載事項等の確認を行う場合があります。
- 受賞者にのみ、電話もしくはメールでご連絡します。
- 選考外となった場合も、他の掲載月の選考対象とする場合があります。
- 選考基準や選考内容についてのお問い合わせにはお答えいたしません。
- 「広報かわぐち」表紙写真公募は、予告なく中止・変更する場合があります。